



埼玉県報

第 2890 号
平成 29 年(2017 年)
4 月 11 日
火曜日

目次

告示

- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく介護補償の支給金額（人事課）
- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく補償基礎額の最低限度額及び最高限度額（人事課）
- 鴻巣市箕田土地改良区の役員就任届（さいたま農林振興センター）
- 高坂土地改良区の役員就退任届（東松山農林振興センター）
- 備前渠用水路土地改良区の役員就退任届（大里農林振興センター）
- 手子林第三土地改良区の役員就任届（加須農林振興センター）
- 青毛堀用悪水路土地改良区の役員就退任届（加須農林振興センター）
- 草加都市計画土地地区画整理事業の都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（市街地整備課）
- 県道草加流山線の区域の変更（越谷県土整備事務所）
- 県道草加流山線の供用の開始（越谷県土整備事務所）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定（川越建築安全センター）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号に基づく道路の指定（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）

告 示

埼玉県告示第四百五十六号

平成八年埼玉県告示第千五百五十七号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年埼玉県条例第五十一号）に基づく介護補償の支給金額について）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月十一日から施行する。

改正後の告示の規定は、平成二十九年四月十一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

平成二十九年四月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

表常時介護を要する状態の項中「十万四千九百五十円」を「十万五千百三十円」に、「五万七千三十円」を「五万七千百十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「五万二千四百八十円」を「五万二千五百七十円」に、「二万八千五百二十円」を「二万八千五百六十円」に改める。

告示

埼玉県告示第四百五十七号

平成四年埼玉県告示第五百三十五号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年埼玉県条例第五十一号）に基づく補償基礎額の最低限度額及び最高限度額について）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月十一日から施行する。

改正後の告示の規定は、平成二十九年四月十一日以後の期間に係る年金たる補償に係る基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

平成二十九年四月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

表を次のように改める。

年 齢 階 層	最 低 限 度 額	最 高 限 度 額
二十歳未満	四、七五一円	一三、二八七円
二十歳以上二十五歳未満	五、三三三円	一三、二八七円
二十五歳以上三十歳未満	五、八九四円	一三、九五八円
三十歳以上三十五歳未満	六、二三三円	一六、四五六円
三十五歳以上四十歳未満	六、六五四円	一九、一五七円
四十歳以上四十五歳未満	六、八九三円	二一、二七九円
四十五歳以上五十歳未満	七、〇三一円	二四、二六九円
五十歳以上五十五歳未満	六、七九二円	二五、六三〇円
五十五歳以上六十歳未満	六、一九一円	二四、九七六円
六十歳以上六十五歳未満	五、〇〇九円	二〇、二九七円
六十五歳以上七十歳未満	三、九二〇円	一五、五五八円
七十歳以上	三、九二〇円	一三、二八七円

告 示

埼玉県告示第四百五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、鴻巣市箕田土地改良区から当該役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十九年四月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏 名	住 所
理事	堀 越	埼玉県鴻巣市神明二丁目二番四十号

告 示

埼玉県告示第四百五十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、高坂土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十九年四月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	松坂喜浩	埼玉県東松山市大字正代千百七十九番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	関達也	埼玉県東松山市大字高坂九百三十四番地三

告示

埼玉県告示第四百六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、
備前渠用水路土地改良区から当該役員に就任した者及び退任した者の氏名及び住所
について、次のとおり届出があった。

平成二十九年四月十一日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	高田博之	埼玉県深谷市上敷免三百二十二番地
同	金井章夫	同 本庄市宮戸三百三十二番地
同	飯塚薫	同 深谷市南阿賀野三十六番地一
同	金井達雄	同 矢島七百六十五番地
同	吉田光雄	同 高畑五百二十九番地
同	篠崎敏明	同 伊勢方三百三十四番地
同	齊藤精一	同 原郷三百五十九番地
同	植竹良治	同 新井百九十六番地一
同	須藤修身	同 堀米二百十一番地一
同	倉上貞夫	同 明戸五十六番地
同	常見勝	同 熊谷市男沼七番地
同	中野和行	同 永井太田千五十六番地
同	梶山吉勇	同 原井百九十四番地
同	石川順省	同 飯塚三百五十番地二
同	原口忠芳	同 同 千八百五十六番地
同	菊池善一郎	同 妻沼千二百二番地三
同	田久勝市	同 同 千三百十八番地一
同	森恒男	同 弥藤吾二千四百五番地
同	福島定男	同 八ツ口四百六十五番地
同	小林広司	同 上須戸八百二十六番地一
同	茂木友秀	同 善ヶ島九十六番地
監事	橋本登	同 深谷市内ヶ島六百番地
同	飯塚忠之	同 蓮沼四百十五番地
同	堀越孝一	同 熊谷市飯塚千八百七十番地
同	尾高利夫	同 江波三百七十六番地十七

二 退任

職名	氏名	住所
理事	高田博之	埼玉県深谷市上敷免三百二十二番地
同	金井幹雄	本庄市宮戸三百三十九番地一
同	間庭実	深谷市横瀬千二百三十八番地一
同	金井達雄	同 矢島七百六十五番地
同	吉田光雄	同 高畑五百二十九番地
同	塚越國雄	同 稻荷町北三番地二十五
同	齊藤精一	同 原郷三百五十九番地
同	福嶋一	同 新井四百四十番地
同	須藤修身	同 堀米二百十一番地一
同	倉上貞夫	同 明戸五十六番地
同	横倉勇	熊谷市間々田二百四十八番地
同	中野和行	同 永井太田千五十六番地
同	大岡建夫	同 八木田百七十番地一
同	大島秀夫	同 飯塚九百五十一番地二
同	中島秀夫	同 妻沼二千四百五十五番地
同	田久勝市	同 同 千三百十八番地一
同	長谷川勇	同 弥藤吾二百六十六番地
同	尾高利夫	同 江波三百七十六番地十七
同	福島定男	同 八ツ口四百六十五番地
同	長谷川忠雄	同 上須戸六百五十三番地
同	村田昭雄	同 善ヶ島六百七十六番地
監事	橋本達男	同 深谷市内ヶ島六百一番地
同	飯塚忠之	同 蓮沼四百十五番地
同	井上重幸	同 熊谷市飯塚千八百五十一番地
同	栗原茂	同 弥藤吾千九百九十三番地一

告 示

埼玉県告示第四百六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、
手子林第三土地改良区から当該役員に就任した者の氏名及び住所について、次のと
おり届け出があった。

平成二十九年四月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏名	住 所
理事	内 田 佐 一	埼玉県羽生市大字上手子林七百十五番地三
同	杉 山 吉 雄	同 同 下手子林二千五百九十一番地
監事	野 口 雅 弘	同 同 中手子林九百六十五番地

告示

埼玉県告示第四百六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、青毛堀用悪水路土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届け出があった。

平成二十九年四月十一日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	本多健治	埼玉県久喜市鷺宮四百八十六番地
同	山根一二	同 加須市馬内六百十二番地一
同	木村重雄	同 久下五丁目二百八十三番地
同	松村晃明	同 阿良川九百四十二番地
同	松村貢	同 志多見三百五番地
同	町田辰男	同 串作五百二十五番地一
同	吉野豊	同 道地千五百六十六番地
同	秋山芳一	同 上高柳二百六十一番地
同	平澤義夫	同 下高柳千三百六十四番地
同	齋藤勇	同 水深二千百七十番地
同	中里美信	同 南篠崎千四百二十三番地
同	倉田茂	同 南大桑五百四十番地
同	小森由幸	同 久喜市鷺宮一丁目十番十三号
同	田中光壽	同 野久喜七十七番地一
監事	長沼清	同 加須市平永千七十番地一
同	町田良一	同 上高柳八百三十八番地
同	田島啓司	同 船越三百一番地
同	小暮行雄	同 久喜市鷺宮千五百七番地一

二 退任

職名	氏名	住所
理事	本多健治	埼玉県久喜市鷺宮四百八十六番地
同	飯塚光男	同 加須市戸崎千四百七十六番地
同	木村重雄	同 久下五丁目二百八十三番地
同	山根一二	同 馬内六百十二番地一
同	松村晃明	同 阿良川九百四十二番地

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	理事
大熊	早川	田中	筑元	武井	小森	樽見	倉田	平澤	齋藤	羽鳥	川島	熊倉
幹夫	初男	光壽	元治	逸郎	由幸	義一	茂	義夫	邦夫	勝明	達男	孝夫
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	埼玉県
同	加須市	久喜市	加須市	同	久喜市	同	同	同	同	同	同	加須市
川口千百六十六番地一	平永八百二十三番地一	野久喜七十七番地一	戸崎二百七十二番地	野久喜三百三十一番地八号	鷺宮一丁目十番十三号	南篠崎七百六十番地一	南大桑五百四十番地	下高柳千三百六十四番地	水深二千百三十一番地	上高柳五百二十一番地イ	志多見千五百八十四番地	串作百十八番地一

告 示

埼玉県告示第四百六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により三郷市から草加都市計画土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

平成二十九年四月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年四月十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月十一日

埼玉県越谷県土整備事務所長 細 田 哲 也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 草加流山線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
八潮市大字八條字堤外三五八五番三地先		区 間
一四・五八ゝ 一六・六三	一〇・八〇ゝ 一一・七五	敷地の幅員 (メートル)
三十・二〇		延 長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年四月十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月十一日

埼玉県越谷県土整備事務所長 細 田 哲 也

草加流山線	路線名
八潮市大字八條字堤外三五八五番三地先	供用開始の区間
平成二十九年四月十一日	供用開始の期日
	備考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十九年四月十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩 行

指定番号	第一〇一号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	平成二十九年四月十一日
指定に係る道路の位置	埼玉県坂戸市大字栄三百三十六番五及び大字塚越字大西ノ谷千四百四十五番二
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	十五・〇〇
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	六・〇〇

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十九年四月十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩 行

指定番号	第四号
指定に係る道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第四号
指定の年月日	平成二十九年 三月三十一日
指定に係る道路の位置	埼玉県入間市扇台一丁目千四百四十三番三十七から 千四百四十五番三まで 埼玉県入間市扇台一丁目七百七十九番十二から 七百七十九番二十四まで
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	五十六・四 十六・五
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	六・〇 六・〇

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年四月十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩 行

一 許可番号

平成二十九年三月二十一日

指令川建セ第二八〇〇三三一号

二 検査済証番号

平成二十九年四月七日

川建セ第二八〇〇八二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字月輪字新道上百五十三番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町大字月輪字新道上百五十三番一

武井 冬子